

(仮称) 厚木市環境教育等行動計画の骨子 (案)

第Ⅰ章 計画の基本的事項

背景と目的

近年は、カーボンニュートラルの推進、生態系バランスの崩壊、循環社会の構築など地球環境の改善に向けた施策の実施が喫緊の課題となっています。
これらの課題は、市民の消費行動や事業活動と密接な関係があり、市民や事業者が環境問題の本質を正しく理解し、自ら行動することが必要であり、その役割を担う環境教育はとても重要です。
持続可能な社会の実現に向け、環境教育・環境学習を体系的かつ持続的に実施するため本計画を策定するものです。

計画の位置付け

本計画は、「第10次厚木市総合計画」の環境分野の個別計画である「厚木市環境基本計画」を支える計画の一つであり、環境教育等促進法第8条に基づく行動計画としての側面を備え、本市の環境教育に関する方針と具体的な施策を示します。

計画の期間

2024年度から2030年度まで

計画の対象

子どもから大人までの全ての市民、家庭、地域、学校、団体、企業等

第Ⅲ章 環境教育の将来像

《厚木市が目指す環境教育の将来像》

※原案

環境について
自ら考え、学び、ともに行動する人が育つ

各主体に期待する役割

将来像の実現に向けた3つの視点

家庭・地域

家庭は、社会集団の最小の単位であり、生活における選択や行動が、子どもの環境意識や環境そのものに大きな影響を与えます。また、地域では、住民が身近な環境を共有していることから、環境保全活動や地域課題の解決に向けた取組を通じて、環境について学ぶ機会となることが期待されます。

学校等

学校等での発達段階に応じた環境学習を通じて、子どもたちが自ら課題を見つけ、学び、行動する力を育み、ともに持続可能な社会をつくり出せる人材を育成することが期待されます。

市民団体等

地域の環境について、専門的な知識や情報を有し、様々な分野で活動していることから、地域の課題解決に向けた取組や豊富な経験に基づく環境教育の担い手として期待されます。

企業

事業活動に伴う環境負荷の低減のための取組とともに、事業活動を通じた環境改善への貢献や環境教育の提供が期待されます。

行政

環境教育をより充実・発展させるために、より多くの環境教育の機会や場を創出・提供するとともに、各主体と連携して効果的な環境教育の実施を図ります。

STEP 1 気づく

「自然や暮らしから環境問題に気付き、自ら考え、問題に対して自分なりの答えを見つける」ことができる人・地域づくりを推進します。

STEP 2 深める

「環境への理解を深めるとともに問題の解決に向けて主体的に取り組む」ことができる人・地域づくりを推進します。

STEP 3 ともにつくる

「学んだことを他者に伝え、働きかけることで環境保全活動の輪を広げ、あるべき未来をともにつくる」ことができる人・地域づくりを推進します。

第Ⅱ章 環境教育の現状

厚木市の環境教育の現状

これまでの行政による環境教育については、環境講座、地域活動、学校教育など、所管する部署ごとに単独で実施している状況でした。それぞれの分野で実施する取組を体系的に示し、実施目的や対象を相互に把握することで効果的な取組が可能になると考えます。

厚木市の環境学習施設

本市では、環境の学びの場として、森や川など身近な自然と触れ合うだけでなく、市内に複数存在する環境学習施設を活用することが出来る点も強みとなっています。今後も、学びのテーマごとの位置付けや立地する場所をいかにした学び・体験の場所として更なる活用方法を検討していきます。

第Ⅳ章 厚木市の施策体系

イベント、体験活動の充実

環境に興味を持ち、自分ごととして行動するための第一歩となるよう、様々な分野のイベントや体験活動の更なる充実を図ります。

効果的な情報発信

市民や環境保全団体、事業者等が必要とする情報について、市ホームページや広報あつぎのほか、SNSなどを活用し効果的な発信に努めます。

学習機会、場所の提供

山や川、公園、環境に関連した施設は、より効果的な学びの場となります。市域にある資源を活用し、環境教育の場としての拠点化を図るなど学びの場の整備、周知を図ります。

教材、プログラムの整備、活用

豊かな自然や生物の生息状況など、本市の実情を踏まえた教材や学習プログラムを作成・活用することで、市民の学びの動機付けを図ります。

人材の育成、活用

多くの体験や学習の場・機会を提供し、世代を問わず、環境教育の担い手の育成を図るとともに、担い手の活躍する機会の創出を図ります。

協働取組の推進、民間団体等への支援

市民、環境保全団体、企業や行政などが連携・協働し、取組対象や目的を補完することで、体系的かつ効果的な環境教育を推進します。

第Ⅴ章 進行管理

計画の評価と見直し

厚木市環境教育等推進協議会が、毎年度取組内容を点検し、評価結果を公表します。また、評価結果については、PDCAサイクルに基づき、必要に応じて計画の見直しを行います。